

尾張旭市監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した行政監査の結果を、同条第 9 項の規定により公表します。

令和 7 年 3 月 25 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

行政監査報告書

第1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定による監査）

第3 監査の対象

教育委員会教育政策課及び学校教育課並びに市立の小中学校（全12校（小学校9校、中学校3校））

第4 監査の着眼点

学校施設は、日々、数多くの児童・生徒が長い時間を過ごす場であるとともに、地震災害時において指定避難所が開設され得る場でもある、市民にとって重要な公共施設である。そのような施設の安全管理上のリスクは、優先的に点検・対応されるべきであると判断し、「学校施設の安全管理」をテーマとして、以下の着眼点を基に本監査を実施した。

- 1 学校施設の安全点検が適切に行われているか。
- 2 学校施設の利用者の安全対策が適切に講じられているか。
- 3 学校施設における防災対策が適切に講じられているか。

第5 監査の実施内容

令和6年12月13日から令和7年3月24日までの間、提出された監査資料及び関係書類に基づく関係職員の説明聴取及び質疑応答を実施するとともに、抽出した2校（尾張旭市立旭小学校及び尾張旭市立旭中学校）の状況を実地で確認した。

第6 監査の結果

以下のとおりである。なお、2に記載のとおり、是正改善すべきものが見受けられたので、指摘する。今後の事務執行に当たっては、その点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 学校施設の安全管理の状況

(1) 学校設置者が実施する安全管理について

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に基づく点検について

同項の規定により、特定建築物（学校の用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）であって、特定行政庁（本市の区域においては愛知県知事）が

指定するもの)の管理者は、有資格者による建築物の調査を定期に実施し、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

この点、本市の市立の小中学校の施設は、特定建築物に指定されておらず、有資格者による建築物の調査の対象とはなっていない。

一方、学校施設を含む全ての建築物の管理者は同法第8条第1項の規定により、建築物を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないことを踏まえ、「学校施設の維持管理の徹底について(通知)」(平成27年10月30日付け27文科施第375号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)において、有資格者による建築物の調査の義務付けがない学校施設の管理者においても、当該学校施設について、劣化等により是正の必要が生じている箇所を把握するとともに、当該箇所を早期に是正することで常に適法な状態を維持することが重要であることから、有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう依頼されているところである。

この点、同通知により依頼されている有資格者による専門的な点検について、本市はこれまで実施を検討した経緯はあるものの、全校を一斉に実施するには多額の費用を要するとして、実施していない。

イ 建築基準法第12条第3項に基づく検査について

同項の規定により、昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等(以下「特定建築設備等」という。)の検査を定期(毎年)に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

アで述べたとおり、本市の市立小中学校の施設は特定建築物に該当しないため、昇降機のみがこの検査の対象となっている。

この点、本市の市立小中学校の全校に昇降機が設置されているところ、全校で、毎年、有資格者による検査を実施していた。

毎年の検査結果では、6校(小学校5校、中学校1校)で改善とする事項があるが、これは、昇降機の設置後に建築基準法が改正され、新たな基準に適合しない状態、いわゆる「既存不適格」となっていることによるものである。

ウ 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3に基づく点検について

同条の規定により、全ての学校設置者は、消防用設備等が消火、避難等の消防活動に必要な性能を有するように設置するとともに、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、有資格者等による点検を定期に実施(6か月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検)し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

本市の市立小中学校では、これら点検を全校について実施し、その結果を消防長に報告していた。なお、令和5年7月に実施した機器点検では、7校（小学校5校、中学校2校）で、感知器の不作動や消火栓ホースの水漏れなどの改善が必要な事項が指摘されているが、令和6年度に修繕を行い、全て是正が完了している。

エ 非構造部材の耐震点検について

近年の大規模な地震では、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害も発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震などの大地震の発生が想定される中、非構造部材について一層の安全性が求められているところ、学校設置者や学校の教職員が非構造部材の耐震対策の重要性とともに、その点検及び対策の手法に関する理解を深め、耐震対策を進めるきっかけとなるよう、文部科学省において「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」（以下「耐震化ガイドブック」という。）が策定され、そこでは、学校設置者や学校等において非構造部材の耐震点検が推進されることが期待されている。

- (ア) 耐震化ガイドブックでは、学校設置者の役割として、「点検の目的や主体、時期、項目、方法等を定めた点検方針や点検実施計画等を策定します」とされている。

この点、本市の市立の学校設置者である尾張旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、非構造部材に係る点検方針や点検実施計画等を策定したことはないが、学期ごとに耐震化ガイドブックを参考に非構造部材等の劣化点検を実施するよう各学校へ通知し、非構造部材の耐震点検の実施を促していた。

- (イ) 耐震化ガイドブックでは、学校設置者が行う点検の種類として、耐震性一斉点検（天井の落下防止対策や外壁の工法など、専門家による耐震性能の確認）、定期的に行う劣化点検（モルタルのひび割れ等の劣化状況及びその危険性等の確認（3年に1回程度実施））及び臨時に行う劣化点検（学校の報告又は要請に基づき劣化状況及びその危険性等を確認（随時））が掲げられている。

この点、本市では、平成25年度に耐震性一斉点検を実施しており、その結果、体育館や柔剣道場の高所部分、照明器具やバスケットゴールなどの落下防止対策がとられていないことが指摘された。よって、非構造部材耐震化計画を作成の上、平成27年度に小中学校体育館等の非構造部材の落下防止対策を実施した。

また、最近では、令和元年度及び令和5年度に定期的に行う劣化点検を実施していた。

さらに、臨時に行う劣化点検も学校の報告又は要請に基づき随時実施していた。

(ウ) 耐震化ガイドブックでは、「点検は、4章・5章に示す点検チェックリストを活用して実施します」とある。

この点、教育委員会では、点検に当たって、当該チェックリストを活用していた。

オ 防災訓練の実施状況について

12校全てで、尾張旭市立小中学校管理規則（昭和54年尾張旭市教育委員会規則第1号）第28条第2項及び第29条に基づき消防計画や管理計画を作成しており、それら計画に基づき避難訓練等を実施していた。各学校とも、地震避難訓練、引取訓練、シェイクアウト訓練、火災避難訓練、不審者対応訓練、放課・清掃時避難訓練などといった名目で適宜行っていた。なお、年間の回数は学校ごとに2回から5回までと差があり、また、シェイクアウト訓練、不審者対応訓練などは実施していない学校があった。

カ 児童・生徒以外の利用者の安全対策について

本市では、学校体育施設の開放事業を実施（尾張旭市立小中学校体育施設使用料条例（平成25年尾張旭市条例第36号）第1条）しており、全ての市立小中学校（体育館・運動場）は、学校運営管理に支障の無い範囲で開放され、地域スポーツの活動の場として利用されている。よって、学校施設は、児童・生徒以外の者の利用も想定されているといえる。

このような学校施設開放に係り、特段の学校施設の安全対策の必要性は想定しているか、また、想定している場合、当該対策は講じているかを尋ねたところ、特段の安全対策の必要性は想定していなかった。ただし、教育政策課からは、学校施設には夜間や休日における建物内への部外者の侵入を防ぐため、防犯カメラや防犯監視システムなどが設置されていることから、学校施設開放の際に開放部分以外に部外者が入らないよう防犯対策が講じられているといえるとの説明があった。

キ 地域の避難所にもなる学校施設の防災機能の整備について

学校施設は、地震災害時において、円滑な救援活動の実施や一定の生活環境を確保する必要がある場合に、指定避難所として開設されることとなっていることから、避難生活や災害対応に必要な機能を備えることも求められている。

そこで、市立小中学校について、防災機能の整備状況を確認した。

なお、確認に当たっては、避難所となる学校施設の防災機能強化等に向けた取組を推進する際の参考となるよう、学校施設の防災機能整備の取組をまとめた「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」（令和2年3月文部科学省。以下「事例集」という。）を参考にした。

(7) 施設の安全性の確保

事例集では、「学校施設が避難所としての役割を担うためには・・・、構造部材の耐震性や非構造部材の耐震対策、施設全体の耐火性など、安全対策が重要」とされている。

そこで、施設の安全性確保の状況を確認した。

a 構造部材の耐震性

1 2校全てが耐震性を満たしていた。

b 非構造部材の耐震対策

1 2校中2校（小学校2校）で対策が未了となっていた。これは、エ(イ)に記載の「非構造部材の耐震性一斉点検」において指摘のあったもののうち、照明器具等の落下防止対策の未実施に係るもので、この対策については、大規模改造工事に合わせて行う計画としており、早期実施に向けて検討中であった。

c 施設全体の耐火性

1 2校全てが、建築基準法第2条第9号の2に規定される耐火建築物となっていた。

d 避難経路の確保

1 2校全てが、防災訓練等の機会にて、避難経路が確保されていることを確認していた。

(イ) 避難所として必要な機能の整備について

事例集では、「避難所となる学校施設では、被災した地域住民を受け入れ、食事の提供、生活関連物資の配布等、様々な活動が行われるため、必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、電気、ガス、水道、情報通信等の機能を保持できるよう、代替手段も含めた対策を予め講じておくことが重要」、「障害者、高齢者等の特別な配慮が必要な方々のための専用のスペースやバリアフリー化を進めておくことが重要」とされている。

そこで、避難所として必要な機能の整備の状況について確認した。

a 1 2校全てに防災倉庫が設置され、備蓄スペースは確保されていた。

b 総務部危機管理課（防災・減災対策を所管。）の事業として、1 2校全てに防災倉庫やマンホールトイレが設置され、また、災害時の電気機能確保のため、1 2校中8校（小学校5校、中学校3校）に井戸水揚水用発電機が設置されていた。

c 災害時の水道機能確保のため、上下水道部上水道課の事業として、1 2校中8校（小学校7校、中学校1校）で応急給水栓が設置されていた。また、教育政策課の事業として受水槽に緊急遮断弁が設置されていた。なお、教育委員会では、地震災害時の児童生徒等の飲料水を確保するため、大規模改造

工事の実施に併せ、残る4校（小学校2校、中学校2校）の受水槽にも緊急遮断弁を設置していく方針で事業を進めている。

- d 12校全てに多目的トイレ及びマンホールトイレが設置されていた。また、12校中9校（小学校6校、中学校3校）にスロープが設置されていた。

(7) 災害発生時の対応マニュアルについて

事例集では、「避難所の運営を円滑に行うために、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等が連携する体制を構築し、学校施設利用計画や運営マニュアルを作成・周知し、共通理解を得ることが重要」とされている。

この点、12校全てで、運営マニュアルが作成されていた。

(2) 学校が実施する安全管理について

学校においては、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第28条の規定により、毎学期1回以上及び臨時の安全点検を行うことされている。また、施行規則第29条の規定により設備等について日常的な点検を行うこととされている。

そこで、市立の小中学校における安全点検の実施状況について、確認した。

なお、安全点検については、文部科学省において、「学校における安全点検要領」（以下「要領」という。）が作成されており、確認に当たっては要領を参考にした。要領は、学校及び学校の設置者の連携した安全点検体制の確立により、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することを狙いに、学校における施設・設備の定期及び日常の安全点検等に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用について、その考え方と先進事例等を示し、教職員の負担軽減も考慮しながら、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検としていく参考となるよう作成されたものである。

ア 施行規則第28条第1項の規定に基づく安全点検について

同項の規定により、学校においては、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

この点、令和6年度の第一学期における当該安全点検の実施状況を確認したところ、12校全てが実施していた。どの学校でも、おおむね、計画書を策定の上、学校安全担当職員だけでなく、学校全体で組織的に実施していた。

また、要領では、同項に明確な規定はないものの、「毎月1回」、「児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室・・・、屋上など」を対象とし、「各学校の実情に応じて、上記（規則第28条第1項）に準じ」た安全点検をするよう記載があるが、12校全てが、毎月1回、この安全点検を実施していた。

イ 施行規則第28条第2項の規定に基づく安全点検について

同項の規定により、学校においては、必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとされている。

この点、当該点検の実施状況を確認したところ、12校中5校（小学校4校、中学校1校）が台風の前後や施設の異常を発見した際などに実施していた。

ウ 施行規則第29条の規定に基づく設備等の日常的な点検について

同条の規定により、学校においては、施行規則第28条の規定に基づく安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

この点、当該点検の実施状況を確認したところ、12校全てが実施していた。

エ 安全点検等の結果について

安全点検等で、12校全てで「異常あり（修理・交換必要）」とした事例があった。異常の主な内容としては、教室の扉の不具合、階段の床のタイルの剥がれ等であり、全て対応済みであった。

また、12校中5校（小学校4校、中学校1校）で「軽度な異常あり又は異常かどうか判断がつかない、わからない」とした事例があった。内容としては、壁のひび割れや遊具の不具合等であり、適宜対処していた。

オ 危険なものに係る児童生徒への指導・注意喚起、教職員間での共有

要領では、「「日常の安全点検」において確認された児童生徒等の危険な行動や、事故発生につながる危険な状況の変化等を見つけた際には、その危険物の除去のほか、児童生徒等への指導や注意喚起とともに、教職員間でも共有し事故の防止に努めることが重要」とされている。

この点、令和6年度において、12校中10校（小学校9校、中学校1校）で、児童生徒への指導や注意喚起、教職員間での共有による事故防止に努めた事例があった。具体的には、安全点検で発見された異常などについて、教職員で情報共有するとともに、児童生徒に注意喚起し、コーンや柵を設置するなど近づかないよう措置をしたといったものであった。

カ 目視等による点検で安全性の判断が困難な場合などに臨時の専門家による点検を実施した事例について

要領では、「危険箇所（児童生徒等の行動分析等含む）を踏まえ、主に目視により、危険な状態及び劣化等の状況について点検を実施」とあるものの、「目視等による点検で安全性の判断が困難な場合、又は設置場所や構造上の複雑さ、表面の塗装等により金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない場合は、定期の安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を依頼」とされている。

この点、12校中4校（小学校3校、中学校1校）で、定期、臨時又は日常の

安全点検で遊具や体育器具の異常を発見した際に、臨時の専門家による点検を依頼していた。

キ 教師の負担軽減について

要領では、「教師の負担軽減を考慮し、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめるなど、組織的な安全点検体制により安全点検を実施」とされている。この点、12校全てにおいて、複数の教員で分担する、各教員が日常的に使用する部分の点検を割り当てるなどにより、教員の負担軽減を図っていた。

ク 結果の学校設置者への報告について

要領では、点検を踏まえた対応として、「学校の設置者へ点検結果の報告」とある。この点、12校全てが点検結果を教育委員会に報告していた。

ケ 結果を踏まえ学校で対応可能な対策を実施した事例について

要領では、「点検結果により、事故発生の可能性のあるもののレイアウトの変更や簡易な固定など、学校で対応可能な対策については早期に実施」とある。この点、令和6年度において、12校中8校（小学校7校、中学校1校）で、柵の撤去やロッカーの固定など、学校で対応可能な対策について早期に実施していた。

コ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第28条に基づく改善措置と学校設置者に対する申出の事例について

同条の規定により、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされている。この点、12校中6校（小学校6校）で、学校職員で対応するのが困難な樹木の剪定、玄関のタイルの張り替え、木製遊具の腐食箇所の補修などについて、教育委員会に相談し、適宜修繕を実施していた。

(3) 実地確認

監査委員が抽出した2校に赴き、その安全管理の状況について実地で確認した。

ア 実施日

令和7年1月29日（水）

イ 対象

尾張旭市立旭小学校及び尾張旭市立旭中学校（以下それぞれ「旭小学校」、「旭中学校」という。）

ウ 所見

おおむね適正であったものの、以下の事柄が見受けられた。

(ア) 調理室において施錠可能な場所で包丁が保管されていたが、施錠されてい

かった（旭小学校）。

- (イ) 理科準備室において塩酸やアンモニアなどの劇物が保管されていたが、貯蔵・陳列場所に「医薬用外」の文字及び「劇物」の文字の表示がされていなかった（旭小学校）。
- (ウ) 棚の上やオープン棚に固定していない物が置かれており、棚への接触、棚の扉を開けた際や地震等により、重量物が児童生徒等の頭部等に落下する危険性がうかがわれた（旭小学校及び旭中学校）。
- (エ) 可動式モニターなどキャスター付きの物品でストッパーが留められていないものがあった（旭小学校）。
- (オ) 取付け金具などで固定されていない冷蔵庫があった（旭小学校）。
- (カ) 廊下の窓には基本的に落下防止策が講じられているものの、手洗い場部分に係るものは当該防止策が講じられていなかった（旭小学校）。
- (キ) 廊下に児童の荷物を掛けるため設置されたフックのうち、掛ける部分（尖った部分）が廊下側に出ているものがあり、転倒したときなどに負傷する危険性がうかがわれた（旭小学校）。

2 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定）第2項第1号に規定するものをいう。）

1(3)ウ(イ)で述べたとおり、旭小学校では、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第12条第3項の規定（同項の規定は、同法第22条第5項の規定により同校にも準用される。）により、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないにもかかわらず、当該表示がされていなかった。

第7 意見

監査の結果は第6のとおりであるが、本市の組織及び運営の合理化又は改善に資するため、法199条第10項の規定に基づき、以下のとおり意見を付す。

- 1 防災訓練の実施状況について確認したところ、学校によって、実施回数や内容にばらつきが認められた。これは、主に、消防計画や管理計画等の作成が各学校の裁量に委ねられているからであると考えられる。

ここで、児童生徒や学校教職員の安全確保は最重要課題であること及び各学校の教職員は必ずしも防災対策等の専門家ではないことを考慮すれば、市全体として、現実的に可能な限りの対策を漏れなく検討・実施していく観点から、学校間で取組の内容を共有する、教育委員会が計画作成に当たっての参考とすべき指針を定めるなど、引き続き、全ての市立の小中学校の訓練の質向上に取り組まれない。

- 2 各学校では、安全点検等により、施設に係る異常が発見されることがあり、適宜、修繕等の措置を施すこととなる。しかし、昨今、教職員の多忙化が叫ばれていること、

教職員は施設修繕の専門家ではないことから、教育委員会にあつては、負担軽減や措置の実効性確保の観点から、各学校が措置を施す際に、教育委員会の建築技師や外部の専門家のサポートが得られるよう努められたい。

- 3 各学校においては、自校で発生した施設に係る事故の内容や、安全点検等の結果を基に実施した補修・改修履歴等を教育委員会と共有するとともに、人事異動の際に担当者間で引き継ぐことが重要である。また、教育委員会は、各学校から寄せられた情報を、他校とも共有して、学校施設の安全点検や管理に生かすことが重要である。この点、本市では、教育委員会が「学校ヒアリング」を実施し、各学校の修繕・整備工事の要望箇所を確認の上、「尾張旭市小中学校長会議」においてフィードバックし学校間で共有している。ついては、今後は、学校ごとの修繕・整備工事の要望箇所のフィードバックだけでなく、安全点検等により得られた情報や知見を教育委員会と各学校で共有できるような仕組みも検討されたい。
- 4 実地確認では、第6で是正改善すべきものとしたもの以外にも、包丁の保管場所が施錠されていなかった、棚の上などに物が置かれていた、キャスターのストッパーが留められていなかった、冷蔵庫が留め具で固定されていなかった、窓からの落下防止策が施されていなかった、廊下に設置されたフックのうち尖った部分が廊下に出ているものがあったといった事柄が検出された。確認は抽出で実施したものであることから、他校でも同様の状態であることも考えられる。ついては、各学校において、今一度、自校の状態を確認し、必要に応じて適切に対応されたい。